２【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】(32)
①【中間貸借対照表】(33)
②【中間損益計算書】(34)
③【中間株主資本等変動計算書】(35)
④【中間キャッシュ・フロー計算書】(36)
(2)【その他】(37)
第６【提出会社の参考情報】(38)
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】(39)
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(40)
［(1)・(2)　略］
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(41)
第２【保証会社以外の会社の情報】(42)
［１～３　略］
第３【指数等の情報】(43)
［１・２　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｃ　略］
ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
［(2)～(4)　略］
(5)　主要な経営指標等の推移
［ａ・ｂ　略］
ｃ　「４　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(s)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
(6)　［略］
(7)　関係会社の状況
ａ　［略］
ｂ　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。(21)ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
［ｃ～ｆ　略］

２【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】(31)
①【中間貸借対照表】(32)
②【中間損益計算書】(33)
③【中間株主資本等変動計算書】(34)
④【中間キャッシュ・フロー計算書】(35)
(2)【その他】(36)
第６【提出会社の参考情報】(37)
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】(38)
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(39)
［(1)・(2)　同左］
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(40)
第２【保証会社以外の会社の情報】(41)
［１～３　同左］
第３【指数等の情報】(42)
［１・２　同左］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｃ　同左］
ｄ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
［(2)～(4)　同左］
(5)　主要な経営指標等の推移
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　「４　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａの(s)及びｂの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
(6)　［同左］
(7)　関係会社の状況
ａ　［同左］
ｂ　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。(20)ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
［ｃ～ｆ　同左］